

東京田中短期大学 同窓会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は東京田中短期大学同窓会CHIYO会と称する。
- 第2条 本会は事務所を東京都渋谷区渋谷1丁目21番7号
「学校法人田中千代学園 法人事務局」内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図り合わせて母校の発展のため後援を行うことを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員名簿・会報等の発行
 2. 会員の集会、講演等の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員

- 第5条 本会は次の会員で組織する。
1. 正会員 東京田中短期大学の短期大学卒業者および専攻科修了者
 2. 準会員 東京田中短期大学の学生
 3. 賛助会員 本会の主旨に賛成し、役員会が承認した者
- 第6条 本学に名誉会長および顧問を置くことができる。
- 第7条 準会員は入学と同時に終身会員として10,000円を納入するものとする。
1. 準会員は総会の議決に加わることができない。
 2. 準会員の途中退学者は自動的にその会員の資格を失うものとする。
 3. 納入した終身会費はいかなる理由があっても返金しない。
- 第7条 本会の会員で本会の会則に違反した者、または会の名誉を毀ける行為のあった者は、総会の決議により除名することがある。

第三章 役員

- 第9条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名
副会長 2名以内
委員 若干名（内常任委員若干名）
- 第10条 会長は本会を代表し会務を総べ総会および役員会の議長となる。
副会長は会長を助け会長に事故がある場合はその代行をする。
- 第11条 役員の選出は次の方法による。
1. 役員は正会員より選出する。
 2. 委員は各学年役員の互選により若干名定める。
 3. 会長・副会長は役員中より委員会で推挙し、総会で選任する。
- 第12条 常任委員は会計2名、会計監査2名とし、業務を分担する。
- 第13条 役員の任期は3年とし、再任をさまたげない。ただし再任は2回を超えることはできない。
- 第14条 本会に職員をおくことができる。

第四章 会議

第15条 会議は通常総会、臨時総会、常任委員会とする。通常総会は毎年1回会長が招集し、前年度の会務を報告し、予算決算の承認、役員の改選およびその他の重要事項を議決する。臨時総会および委員会は必要に応じて会長が招集する。ただし、役員の3分の1以上から要求があった場合、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。特に緊急を要するときは役員の書面審議で総会にかえることができる。

第16条 会長・副会長および常任委員は役員会を組織する。

1. 役員会は必要に応じて会長が招集する。ただし常任委員の過半数の要求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
2. 名誉会長および顧問は役員会に出席し意見を述べることができる。

第17条 役員会の決議は出席者の過半数をもって決し可否同数の時は議長がこれを決する。

第18条 役員会は本会則の定める事項の他、次の事項を審議する。

1. 総会の議決に関する事項
2. 本会の運営上必要な細則判定に関する事項
3. その他会務運営上重要な事項

第19条 次の事項は総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 役員の選任および解任
2. 予算および決算に関する事項
3. 会則の変更
4. その他重要な事項

第20条 総会の決議は出席会員の過半数をもって決し可否同数の時は議長がこれを決する。

第21条 役員は役員会、その他会務運営に必要な事項に出席した時は、役員手当て、交通費が支給される。
細則は別に定める。

第五章 会計

第22条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は会費、預金利子、寄付金およびその他収入によってまかぬ。

第24条 本会の予算、決算および事業報告は通常総会に提出しその承認をうける。

第六章 支部

第25条 会員は役員会の承認を得て支部を組織できる。
支部に関する細則は別に定める。

第七章 会員の権利

第26条 正会員は、他の正会員の10名以上の賛成がある場合は、会長に対して、臨時総会の招集を求めることができる。会長は、正当な事由がない限り、この求めに応じなければならない。

(2) 正会員が前項の臨時総会の招集を求める場合には、書面に、臨時総会招集の目的、招集を求める時期（ただし招集を求める書面を提出する日から40日以後の日）、通常総会の開始を待てない事由を記載し、10名以上の正会員の賛成を証する書面を添付して提出しなければ場ならない。

(3) 前項により正会員が提出した書面等に不備がある場合には、会長は、書面等を受領した後、速やかに、当該正会員に対して2週間以上の補正期間を定めた上、補正を求めなければならぬ。

上記期間内に補正されない場合には、会長は、当該、請求を拒否しなければならない。

第27条 正会員は、他の正会員の10名以上の賛成がある場合には、通常総会及び臨時総会に議題または議案を提出することができる。

(2) 正会員が前項の議題または議案を提出する場合には、書面に、当該議題または議案の内容、提出理由を記載し、10名以上の正会員の賛成を証する書面を添付して、総会開催の30日前（以下「提出期限」という。）までに提出しなければ場ならぬ。

(3) 前項により正会員が提出した書面等に不備がある場合や提出期限を過ぎて提出した場合には、会長は、書面等の不備については、書面等を受領した後、速やかに、当該正会員に対して2週間以上の補正期間を定めた上、補正を求めなければならぬ。

上記期間内に補正されない場合または提出期限を過ぎた書面等の提出の場合には、会長は、当該、請求を拒否しなければならぬ。

第28条 前2条の正会員の権利は、正当な目的のために行使されなければならない。

(2) 会長は、正会員が前2条に定める請求をした場合において、客観的に不当な目的ために行使されたことが明らかな場合には、正会員の当該請求を拒否することができる。会長が拒否する場合には、当該請求をした正会員に対して、拒否する理由を記載した書面を交付しなければならぬ。

付則

1981年11月 8日 一部改正・施行

1997年10月26日 一部改正・施行

2004年10月30日 一部改正・施行

2018年 7月 1日 一部改正・施行

2019年10月 6日 一部改正・施行

交通費、日当手当て細則

会の運営に必要と認められた場合、交通費、日当手当が支給される。

交通費、日当手当とは、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、日当、その他必要と認められた経費をいう。

交通費計算の発着点は、自宅とする。但し、会長の承認を得た場合には発着点の変更ができる。

交通費、宿泊料は実費精算とする。

宿泊を伴う出張の日当は6,000円とする。

宿泊を伴わない日帰り出張の日当は3,000円とする。